

協福岡支部発第 2001●●-●●号
令和 2 年 1 月 ● ● 日

全国健康保険協会
理事長 安藤 伸樹 様

全国健康保険協会福岡支部
支部長 片平 祐志

都道府県単位保険料率の変更に係る意見について（案）

標記について、健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）第 160 条第 7 項の規定に基づき、下記のとおり意見の申出を行います。

記

評議会意見を踏まえた当職の意見は、次のとおりです。

令和 2 年度保険料率について、平均保険料率 10.00%、激変緩和措置の解消、インセンティブ制度による加減算（福岡支部は 0.004% の加算のみ）を前提に計算した福岡支部保険料率は 10.32% となり、令和元年度から 0.08 ポイントの引き上げとなります。

福岡支部評議会においては、将来の推計人口や賃金の伸びも不透明である現状を鑑みれば、近い将来、健康保険財政が厳しい局面を迎えることは明らかであり、皆保険制度を安定的に維持するためには平均保険料率 10.00% を維持した上で、いかに医療費の上昇を抑制する取り組みに注力していくかが重要であるとの意見が多数を占めました。

また一方で、2 兆 8 千億円を超える準備金が積み上がる中、福岡支部の令和 2 年度保険料率は 5 年連続かつこれまでにない大幅な引き上げとなり、準備金の適正な水準について何も議論されないまま将来の悲観的な見通しのみをもって

保険料率引き下げの議論が行われないことについて納得がいかないとの意見も出されています。

今後も増大が見込まれる高齢者の医療費はもとより、被保険者数の伸びの急激な鈍化や高額医薬品等の薬価収載の増加に加えて短時間労働者の適用拡大等も考慮すれば、公的医療保険制度を安定的に運営する上で保険料率の引き下げには慎重な判断が求められるところであり、これらの状況を勘案すれば、当支部保険料率が引き上げとなる局面にあっても、引き続き平均保険料率 10%の維持はやむを得ないものと考えます。

当支部としては、一人当たり医療費、特に入院医療費が全国に比して非常に高くなっている現状を直視し、支部保険者機能強化予算を最大限に活用して医療費適正化対策を積極的に推進していく所存です。本部においても、加入者にとってメリットが感じられる準備金の有効活用等について議論を進めていただくよう要望します。

以上

令和2年度保険料率に関する評議会での意見（福岡支部）

令和元年10月18日に開催した評議会での議論を踏まえ、次の意見について報告します。

【学識経験者】

- 健康保険制度を継続的に維持していくためにはある程度手堅くやることも必要である。

【事業主代表】

- 人口構成を考えれば健康保険制度が厳しい局面に立たされることは明らかである。法定準備金が積み上がっているうちに、より一層医療費の削減に注力してもらいたい。

【被保険者代表】

- 今後、保険料率が10%を超える健康保険組合が増加し協会けんぽに収斂される可能性もあるため、解散する健康保険組合の状況も考慮して今後の試算をするべき。
- 準備金が積み上がる中で、保険料率を下げられないのは納得できない。保険料率を引き下げる議論を本部にもしてもらいたい。
- インセンティブ制度については全支部が納得できる指標を立てることが大事である。
- 医療費適正化の取り組みについても直接的にインセンティブを働かせるようにしてもいいのではないか。